

業務委託仕様書

- 1 名称 令和5年度デジタルマーケティングを活用した誘客事業
- 2 委託目的 大分県への誘客促進を図るため、SNS等での情報発信を効果的かつ効率的に実施するとともに、その効果を検証し、次年度以降の施策立案につなげることを目的とする。
- 3 委託期間 契約締結日～令和6年3月31日（日）まで

4 業務内容

(1) 観光地の取材・撮影およびデータの納品

① ツーリズムおおいたが想定した以下のターゲット（2種類のペルソナ）に響く、大分県内の観光スポットや観光素材を選抜し、取材・撮影を行うこと。また、先方校正まで終了したのち、以下のデータを提出すること。

（ア）素材動画

（イ）素材写真

（ウ）取材記事

② 取材回数は合計20回程度とし、取材内容及び提出データ数等はツーリズムおおいたと協議のうえ決定すること。

③ 取材・撮影スケジュール（予定）を作成し、事業開始時にツーリズムおおいたに提出すること（提出フォーマットの形式は問わない）。

※ターゲットは以下のものを想定する。なお、ペルソナの詳細については、受託後にツーリズムおおいたと協議の上決定するものとする。

【関心層・顕在層（例：Cさん／63歳女性／福岡在住）】

1. 地域	九州エリア
2. 年代	50代～60代女性
3. 価値観	退職した夫とはドライブがてら九州内へ旅行に行くことも多い。 現地ならではの体験や食を楽しみたい。
4. 狙い	・本県ならではの観光資源や付加価値のある観光コンテンツを知ることによって本県の更なるブランド力を向上させること。 ・情報発信、特設ランディングページ、誘客施策等での訴求によって、具体的に観光地を決定し、本県を旅行地として選択いただく行動変容を起こしてもらうこと。

【無関心層・潜在層（例：Dさん／25歳女性／大阪在住）】

1. 地域	関西エリア
2. 年代	20代～30代女性
3. 価値観	旅には消極的だが、写真を撮ることが好きで、Instagramにインスタ映えする写真を投稿することが多い。
4. 狙い	・本県ならではの観光資源や付加価値のある観光コンテンツを知ることで本県の認知度・ブランド力を向上させること。 ・本県への興味、関心を持たせ、関心層・潜在層へ格上げさせる態度変容を引き起こすこと。

(2) ランディングページの制作及び保守管理

- ① 前述の各ペルソナ及び狙いに響くようなランディングページを制作し、保守管理を行うこと。（各ペルソナを対象とした2パターンを想定）
- ② ランディングページは「大分県観光情報公式サイト（<https://www.visit-aita.jp/>）」のサブドメインを利用し、ツーリズムおおいたが修正・編集作業を行うことも可能なよう制作すること。
- ③ 公開内容の最終チェックはツーリズムおおいたが行い、承認を受けたのち公開すること。
- ④ ランディングページに係るバックアップを適宜取っておくこと。
- ⑤ その他投稿内容や更新時期等はツーリズムおおいたと協議の上決定する。

(3) SNS等での広告配信

前述のペルソナ及び狙いに響く広告媒体、広告手法、配信セグメント等の広告配信計画を設計し、(2)にて作成したランディングページに広告視聴者を誘導するための提案をすること。なお、媒体や配信回数等については、予算内で一定の効果をえられる回数を提示し、ツーリズムおおいたと協議のうえ決定する。

(4) SNSの運用

- ① (1)にて取材した内容を用いて、ツーリズムおおいたのオウンドメディアである、Facebook・Instagram・twitterの日常的な運用を行うこと（定期的な情報発信を目的としているため、週に3回程度の投稿を行う）。
- ② 投稿内容の最終チェックはツーリズムおおいたが行い、承認を受けたのち投稿すること（確認フォーマットの形式は問わない）。
- ③ 各アカウントの権限を譲渡するが、契約期間終了後は直ちにアカウント利用権限を返戻すること。

(5) デジタルプロモーションの効果測定に関する提案

- ① (2)・(3)・(4)の実施によって接触したユーザーが大分県へ来訪した結果を測定する方法を提案し、実施すること。
- ② 来訪結果は、実数ではなく推計値でも可能とする。その場合は推計方法を示す

こと。

③効果測定は、自社のシステムのみならずツーリズムおおいたが運用する HP、SNS や他社のシステムを利用することも可能とする。

④実施内容は受託後に提案に基づき、ツーリズムおおいたと協議の上決定するものとする。

(6) デジタルプロモーション効果の報告

【月次報告】

(2)・(3)・(4)にて実施する業務の効果を測定し、報告すること。その内容を踏まえて、ツーリズムおおいたと協議し、以降の配信計画を立てること。

なお、報告に当たっては作成した報告書を基に報告会を実施すること。

【年間報告】

(2)・(3)・(4)・(5)の業務を実施したのち、閲覧回数や閲覧者の属性、来訪者数や来訪者の属性等、可能な限りデータ分析を行い、次年度以降の誘客ターゲットの明確化やプロモーションの最適化に向けた提案を行うこと。

なお、報告に当たっては作成した報告書を基に報告会を実施すること。

(7) 成果品の納品

1. 成果品

①取材データ

(ア) 素材動画

(イ) 素材写真

(ウ) 取材記事

②月次報告書

③年間報告書

2. 納期

①原則として取材後10日以内の提出とするが、協議のうえ決定する。

②原則として翌月10日までの提出とするが、協議のうえ決定する。

③令和5年3月29日(金)まで

5 所有権及び秘密保持

(1) 成果品の所有権及び著作権は委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。

(3) 成果品は、大分県および県内市町村や観光協会、ツーリズムおおいたの会員へ共有できるものとする。

(4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、ツーリズムおおいたに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理に関する紛争が生じた場

合には受託者の責任において対応し、ツーリズムおおいたは責任を負わない。

(6)

6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、大分県・ツーリズムおおいたと十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 作業の進捗状況については、随時報告するとともに指示を受けること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (5) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。